

## 1. 地域ねこ活動の支援について

所有者のいない猫の不妊・去勢手術に補助を行うモデル事業が3年目を迎えました。十日市地区では、1年目のH24年秋から1匹も子猫が生まれていません。15匹いたねこが半分に減りました。地元の岡輝公民館とも連携して住民団体を立ち上げ、毎月一回の相談会を開催したり、資金活動を行って独自に会員に補助を行っています。また清輝橋地区でも野良ねこがずいぶん減り、町内会からも手術やえさの助成が行われるようになっていきます。野良ねこが減っただけでなく、よりよい地域づくりのために様々な協働が生まれています。行政ではできないことを市民が担いまさに市民協働の街づくり活動に発展しています。モデル事業の最終年を迎えました。

- ① このようなこれまでの成果や課題を把握されていますか？事業の検証をどのように行うか具体的に示してください。いつまでに今後の方向性を出すのか検討のスケジュールも併せてお知らせください。
- ② 予算が27万円約30頭分とあまりにも少なく「窓口で渋られる」「実際の半分しか申請できなかった」、手続きが複雑すぎて「6度も市役所に通った」、「町内会長の同意が取れないが丸投げされて進まない」「すべて自己責任を強調される」「全く別の事業でのハンコと同じハンコが必要と指導された、そんなことまで調べるのか、もう行きたくない」こんなお話をお伺いしています。新宿区は住民であるという証明と認め印の2つだけで申請ができます。市民の積極的な活動を促進し、一緒に発展させていくのが市民協働ではないでしょうか。改めて本モデル事業について市民協働の観点から担当課の認識とねらいをお伺いします。
- ③ 点の活動では意味がありません。線から面にと発展させるためには、活動者の横のつながりが大切だと指摘してきました。どのように取り組んでいますか。
- ④ 動物愛護の観点において、学校教育ではどのように取り組んでいますか。

## 2. 障害者施策について

### 1) 65歳問題について

11月議会の代表質問でも紹介したAさんは、月に249時間の重度訪問介護が必要な重度障害があるにもかかわらず、65歳になる時に介護保険申請をしなかったからという理由ですべての介護サービスを打ち切られました。昨年の2月のことです。

その後、死の恐怖を味わい介護保険を申請しました。要介護度5と認定されたので、介護保険で足りない部分は障害福祉サービスを上乘せすることができて、ようやく元の生活の質を維持することができていました。

ところがこの4月、要介護度が4に変更になりました。岡山市では要介護度4では、上乘せサービスを認めていません。Aさんの状況は1年前から改善どころか、高齢により悪化しています。そもそも1年単位でコンピューターが診断して更新する介護保

険制度は、千差万別多種多様な症状を持つ障害者には対応できていません。

- ① これまで岡山市は、要介護度4以下は十分介護が足りているということだから上乗せの介護は必要ない。と答弁されてきました。今回Aさんは要介護度4と認定されましたが、上乗せ介護が一切必要ない状態と言い切れますか？
- ② 要介護度5にならない限り上乗せ障害福祉サービスを支給しない岡山市の基準は、30政令市・中核市の中で岡山市は非常に厳しいことがわかりました。いわゆるローカルルールなわけだが、何か明文化した根拠に基づいているのですか。上乗せ条件を撤廃するべきではないですか。
- ③ 要介護度4以下で障害があるかたの数をそれぞれお示してください。

## 2) 障害のある子どもに豊かな教育・保育環境の整備を

厚生労働省で「障害児支援の在り方に関する検討会」が重ねられています。障害がある子どもの一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うことができる体制を作っていくべきである。という点は大切な理念です。

- ① 就学前の障害児にとって、集団保育は時に発達を大いに助けるものと判断されます。子ども・子育て新制度では保育の必要性の認定で障害児に触れていませんが、保護者の就労に関わらず個別に判断されるべきです。新制度移行にあたりどう考えていますか。
- ② 特別支援学級の学級編成は1クラス8人までとなっていますが、岡山市では、1年生から6年生まで全学年が1つのクラスに編成されているところもあります。個人の発達や学習の機会が保障されているとは言えないのではないのでしょうか。ご認識を。
- ③ 障害がある子どもにとって、昨今のこの暑さはもともと集中が苦手な上さらにイライラしてしまい大変だと聞いています。せめて特別支援学級にはクーラーを設置するべきではありませんか。

## 3. 市民ニーズに基づく保育の充実を

### 1) 子ども・子育て新制度について

H27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度については、この間私も様々な勉強会に参加をしてきましたが、講師をされる専門家や大学名誉教授もそろって非常に複雑な制度で「分からない」と口をそろえます。先日、公定価格の案が示されました。

- ① 1号2号3号認定を受けるひとりひとりの子どもに対して公定価格が決められます。認定こども園の場合4時間児より長時間児を多く預かる方が施設とし

ては収入が増えることになりますか。

- ② 施設の補修や整備に対する費用はどのように盛り込まれていますか。1号認定には考慮されていないのではないですか。
- ③ 公立保育所も施設型給付とされ、一人ひとりの直接契約とされています。改正児童福祉法24条1項により市町村の実施義務があると思いますが、なぜ今までの保育所運営費という考え方ではないのですか。

## 2) 岡山市の子ども・子育て支援施策について

- ① 2月議会で、30の保育提供区域「公としての役割を担うべき施設を定め」と答弁されました。現在30の地域で認定こども園の候補になる園が一つずつ挙がっているが、「公としての役割」をどのように評価したのか示してください。
- ② 保育園が認定こども園の候補に挙がっていますが、認定こども園として幼稚園児を受け入れるのですか。
- ③ 幼稚園の場合は、給食室などを整備するのですか。
- ④ 子ども・子育て支援計画策定に当たって、岡山市の保育の総見込み量に対し、現時点で何人分不足していますか。また、3歳児保育、育休中の保育、障害児保育のニーズがどのように考慮していますか。
- ⑤ 潜在保育士掘り起しを目的とした支援センターを開設したが、保育士の不足数を把握していないとの報道がありました。まずは現状を把握すべきではないですか。市立保育園の不足保育士数は何人ですか。

## 3) 認定こども園の課題について

- ① 市長にお伺いします。市内の幼保園を見学されたと聞いています。どのような感想をお持ちですか。
- ② 幼保連携型認定こども園は幼稚園児について定員を定める必要がありますか。
- ③ 幼稚園児と長時間児と一緒に学級編成することとされていますが、長期休業中にどのように対応されるのですか。
- ④ 保育教諭についての処遇はどのようにお考えですか。職員は、転勤するたびに処遇が変わるのですか。

## 3) 小規模保育・家庭的保育について

- ① 新制度では保育を希望するすべての子どもに保育が保障できるかのようなバラ色の説明の中で、その手段として「保育所以外にも小規模保育や家庭的保育で」との答弁がありました。小規模A型以外は、職員の保育士資格について100%必要ない施設です。子どもの命を預かる施設で資格は必要ないとお考えでしょうか。ご所見を。